

○議長 小田 武人君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、川上です。

まず最初にマイナンバー制度について質問をいたします。

マイナンバー「社会保障・税番号制度」はことし10月、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全ての人々へは12桁、法人へは13桁の番号が通知され、2016年1月から運用が開始されます。政府はマイナンバーによって、国民一人一人の社会保障の利用状況と保険料、税の納付状況を国が一带で把握する仕組みを整え、社会保障費の抑制、削減を効率的に進めることを狙っています。

当初、マイナンバーの利用は、年金、医療、介護、福祉、労働保険などの社会保障制度、国税、地方税の税制、災害対策に対する3分野に限定していました。ところが、今国会で利用範囲は金融や医療機関などの分野にも広げていく改定案が可決されました。この改定案では金融機関でプライバシー性の高い個人の預貯金の情報、また、これに対してマイナンバーの記入を求めることや、定期健診などの履歴にも付番して一元的に把握できるようになりました。今後さらに高い個人情報を利用することにより、より深刻なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪を招く恐れが増すこととなります。

6月1日に日本年金機構の年金の個人情報を管理しているシステムが、ウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など、約125万件に上る個人情報が流出しました。ある公共機関の情報管理を請け負っているIT企業幹部は「次から次へと出てくるウイルスの対策は追いつかない。」と嘆いていると報道されています。個人情報を一元管理するマイナンバーがこのような被害を受ければ、計り知れない情報量の流出となります。厚生労働行政の根幹にかかわる年金情報流出の徹底解明はまだ行われておらず、国の安全措置は不十分だと言わざるを得ません。

そこで次の点を伺います。1点目にマイナンバー制度に対し、プライバシー侵害や成り済まし犯罪を招く恐れが指摘されているが、どう考えているのか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

マイナンバー制度に対してのプライバシー侵害や成り済まし犯罪を招く恐れがあるという指摘をされているが、どう考えているのかについてお答えいたします。

マイナンバー制度の開始後の個人情報の管理につきましては、厳格な安全管理措置を設けてお

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ります。主なものとしましては、まず 1 点目は、マイナンバーの利用範囲について、先ほども川上議員が言われましたとおり、税、社会保障、災害対策の分野に限定をするということになっております。

2 点目、個人情報とは従来どおり各公的機関で管理し、必要に応じて情報をやりとりする分散管理の仕組みを採用。

3 点目、公的機関間の情報連携については、マイナンバー、個人番号ではなく符号を用いる仕組みを構築するという形になっております。

4 点目、公的機関間の情報提供記録を一元的に記録、これは本人の情報も見れるという形で、マイナポータルという形で、記録を個人が、本人の情報管理ができるという形になっております。

5 点目、本人確認について、番号確認に加え、身元確認を義務づけているという点になります。

6 点目、情報にアクセスする際の本人認証機能の強化、公的個人認証の利用制度という形になります。

7 点目、個人情報カードの IC チップには、税や年金の情報等、プライバシー性の高い情報は記載されておられません。

8 点目、特定個人情報保護委員会という第三者機関による監視・監督を行うようにしております。

9 点目、法律に違反した場合は罰則規定の強化がされている。

以上のように、個人情報はこれまでどおり公的機関に分散され管理されているため、個人情報がまとめて漏れるようなことはございません。また、各公的機関間の情報連携は、マイナンバーではなく機関ごとに異なる符号を用いて行うため、仮に 1 カ所で情報漏えいが発生しても、他の機関が保有する情報に影響することはない仕組みとなっております。

成り済まし対策としては、本人確認を徹底することとされており、万が一マイナンバーが紛失・漏えいした場合においても、それだけでは手続を行えない仕組みとなっております。また、情報が漏えいして不正に使われる恐れがある場合については、マイナンバーの変更をすることも可能という形になっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、いろいろセキュリティーの問題について言われましたが、一応それは国の発行しているパンフレット、町の発行しているパンフレットなんかにもですね、書いてありますし、そういった点で国が言っていることの主張なんですけど、成り済まし犯罪にしてもですね、厳格な本人確認

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

を行うので心配ないというそういったことでした。

この共通番号制度というのは、世界的に見れば、アメリカとかですね、韓国、こういったところでも実行されています。例えば、成り済まし問題なんかを見ますとですね、アメリカではですね、社会保障番号 S S N の成り済まし被害が多発しているということが大問題になっています。06 年から 08 年に成り済まし犯罪の被害者は 1, 170 万件に上っており、損害額は 2 兆円に達しているという、こういったことですね、アメリカ自体も共通番号制度の見直し、こういったものを常に図っているというのが現在の状況です。また、お隣の韓国でも共通の番号制度を導入していますが、韓国ではですね、これを導入した理由として、北朝鮮によるスパイ対策として 17 歳以上の全国民に住民登録番号を導入しましたが、1 億人分のクレジット情報や銀行口座を売却し、情報が流出したということが発覚したり、また 1 億 4, 000 万件の個人情報に北朝鮮ハッカーに渡り、北朝鮮に情報が流れて悪用されるという事件も起こり、韓国国民に激震が走ったという、こういったこともニュースで報道されています。

また、ドイツとかフランスでは、こういった共通番号制度は使わずに分野別ということですね、情報の漏えいに対する懸念から共通制度は使っていません。それからイギリスではですね、共通番号制をしていましたが、これは情報漏えいや成り済まし、そういったさまざまな問題があり、廃止しているという、全世界を見てもですね、こういったことでマイナンバー制度には大きな問題があるというのが現在の認識です。

日本でもですね、例えば住基ネットが日本でも運用されていますが、住基カードの不正取得、偽造、成り済まし犯罪等の危険性は起こっていますし、やはり不正と防止対策はイタチごっこの状況になっている状況です。また、ことしの 6 月の日本年金機構の、先ほど言った職員のパソコンが外部から送られたメールを介して、ウイルスに感染して 125 万件の個人情報が流出したことが発覚しましたし、また、個人情報が流出する不安につけ込んだ、詐欺事件も発覚しています。

4 月にはですね、東京商工会議所での 1 万 2, 000 件の個人情報が流出、14 年にはベネッセコーポレーションから顧客情報が 1, 000 万件以上も不正に持ち出され、名簿業者に売却された事件というのも起こっています。こういった状況ですね、コンピューターによる情報管理では、情報の漏洩は現在でもですね、起こっているという状況です。

それではですね、芦屋町においてこういった特定個人情報の提供がされるんですけど、今度の予算案の中でもですね、これに関しての委託業務が行われておりますが、この委託業務の具体的な内容、こういった部分を委託業務するのかということと、それと、そういった委託業務部分に対する事業者はどのくらいなのか、その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

委託業者につきましては、今のところシステムの改修関係の業者という形になりますので、業者の数的なところは把握しておりませんが、システム改修の関係で事業をやっているという形で、そのほかについては民間委託のところはございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町ではないという状況ですが、ほかの大きな大都市とかになりますとですね、いろいろな部分に、例えば国民健康保険とかそういったいろいろな分野でですね、委託業務がされるような状況が起こっていますが、また、こういったふうにそういった関連のところには民間事業者がですね、特定個人情報に関する委託業務にかかわった場合に、そういった業者から情報漏えいが漏れることが懸念されますが、そういったところについての対策は十分になされるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には個人情報の漏えいに関しましては、この番号法でも厳しく、再委託はできるような形になっておりますし、情報漏えいにつきましては、罰則規定もちゃんと設けられておりますので、それに従っていくというふうに考えております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、その罰則規定の問題ですけど、保有特定個人情報の目的外使用による情報漏えいと、もう一つ外部からの不正アクセスによる情報漏えい、これらに対する罰則規定や、国や地方自治体の保障責任、こういった点ではどんなふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

漏えいした場合の罰則につきましては、番号法の第9章のほうに規定されております。国の行政機関や地方公共団体、民間事業者、個人も罰則の対象になるというように解釈をしております。例えば、正当な理由なく業務で取り扱う個人情報の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合は、4年以下の懲役または200万円以下の罰金、また併科される、両方とも課せら

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

れるということがございます。不正アクセスなどによりマイナンバーを取得した場合には、3 年以下の懲役または 150 万円以下の罰金、これに関しても状況によって併科されることがございます。

賠償責任につきましては、漏えいの状況等により、責任の主体が変わってくるのではないかと考えております。先ほども御説明いたしました、この事務を取り扱うところ全てが責任の対象になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

当然ですね、自治体職員による漏えいとかそういった点ではですね、本人も確定できるでしょうし、自治体が賠償責任を負うということもございますが、外部からの不正アクセス、例えばサイバー攻撃とかされた場合、サイバー攻撃についての大もとというのは、それを確定することはなかなかできないということなんで、実質上の罰則の適用性はなくなっているという状況だと思いますし、損害については賠償責任を負う場合もあるというふうに、そういったことを国のほうでは言っているようであります。そういった点ではですね、そこら近所の特にサイバー攻撃に対する防ぎようとかそういった問題もありますので、そこら近所が大変曖昧であるというふうに感じます。

それでは、次に、国と地方自治体ではマイナンバー制度による個人情報保護のための対策を明らかにするために、個人情報保護評価書を作成し、公表することが義務づけられています。年金機構の事件発生前における国の公的年金業務等に関する、特定個人情報保護評価書のリスク対策に対する評価内容はどのようになっているのか。これは芦屋町もしていると思いますので、芦屋町はどういった評価内容をしているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

特定個人情報保護評価についてですけど、マイナンバーを業務利用する場合は、行政機関ではマイナンバーを保護するため、特定個人情報保護評価が義務づけられております。

特定個人情報を保有しようとするときは、以下の事項を、評価した結果を記載した書面を公示しなければならないというふうになっています。事項につきましては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する数、特定個人情報の量、個人情報ファイルの取り扱い状況、事務概要などでございます。芦屋町におきましても、住民基本台帳事務について、評価書を特定個人情報保

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

護委員会に提出し、町のホームページに評価書の公表をしているところでございます。

また、ほかに番号保護制度に伴います評価につきましては、現在、内容を精査しておりまして、11 月ごろに、残りのものにつきましては評価を行い、公表する予定としております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

私が聞いたかったのは、その年金機構の年金問題についての評価書がどういったふうに行っているのかというのが聞いたかったんですけど。基本的には先ほど課長が答弁したように、いろいろなセキュリティー対策が行われているということを国が強調していますので、ほとんどの自治体がですね、国の言い分を丸のみにして、年金対策に対する問題についてもリスク対策は十分であるという、そういった評価書を与えているわけです。ところが、そういった評価書を与えていたにもかかわらず、今回のですね、その年金流出事故が起こっているわけです。そういった点では、国の言い分を丸のみにして、評価書があるからといって安易に信用してはいけないということがですね、今回の事件が言っているということだと思います。

それでは、そういったものを踏まえてですね、2 点目の日本年金機構の 125 万件に上る個人情報流出の問題が起こり、国の安全措置は不十分と言わざるを得ません。情報の安全は 100% 確保できるのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

安全性の確保は 100% かということにつきましては、非常に難しい問題ではないかと思っています。しかし、マイナンバーは先ほどもお話したように、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険などに提供するものでございます。こうした法律で定められた目的以外に、むやみに、他人にマイナンバーを提供することはできないという形の中で行っていきますので、情報の流出等はなかなかないのではないかと考えております。そういう記録が漏れた場合は、処罰の対象にもなっていると先ほどもお話したと思います。

基本的に、この年金機構の情報漏えいにつきましては、マイナンバー以前の問題ではないかというふうに私どもとしては考えております。これは、年金機構は今回、情報漏えいの原因を分析してという形で、情報管理体制を強化していく必要があるというふうになっておりますけれど、今回のマイナンバー制度と基礎年金番号との連結の開始時期を、日本年金機構の情報流出の問題

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

を受け、再発防止策が図られるまでは先送りをするという形になっておりますし、これはネット回線を介してのサーバー攻撃という形になっておりますし、今回構築されるこのマイナンバー制度では各行政機関のほうに情報連携をしていくという形で、一元管理ではなく分散管理という形になっておりますので、芋づる式に情報が漏えいしていくということは少ないのではないかとこのように思っております。管理につきましては、今さっきも川上議員が言われましたとおり、やはり、イタチごっこになる可能性はあるかと思っておりますし、サイバー攻撃に関しまして、各関係機関のほうに攻撃をされるということになるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

100%確保できるかといえばですね、それは100%できないといくしかありません。ただ問題はその1%、2%できないところで攻撃された場合にですね、大量の情報が流出することが起こるのが大問題だということです。

それから、情報を分散管理するから大丈夫ということを言われましたけど、今、課長の答弁の中でも中間サーバーとかマイナポータルとかそういった新しい言葉が出てきましたけど、これを通じてですね、情報流出の問題があるんじゃないかということが懸念されています。これは情報を役所間などでやりとりする途中にある中間サーバーというのが、他機関から照会を受けた際に提供できるように、常時、個人情報のコピーが保存されています。特に地方公共団体が設置する中間サーバーについては、経費節減やセキュリティー対策、運用の安定性の確保の観点から全国2カ所に共同化、集約化されています。ここがサイバー攻撃を受けたときに、大量の情報が一網打尽で漏れることが懸念されています。また、個人のパソコンでマイナンバーに基づく情報を見ることができるマイナポータルについても、個人情報流出の経路としては最も危惧されます。つまり個人のICカードとそのパスワードさえ盗みとれば、特定の個人のありとあらゆる情報が一覧できるという、こういったこともですね、考えられるので、そういった点ではですね、大いに問題があると言わなければなりません。

それでは、もうすぐですね、このマイナンバー制度が10月から実施されるわけなんですけど、3点目の町内企業のマイナンバー対策は大丈夫かということについて伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町内の企業におけるマイナンバー制度の対策はどの程度行われているのか、調査をしているの

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

かという形についてお答えいたします。

調査につきましては、実施はしておりませんが、事業者への対応については、7月24日開催の福岡県主催の事業者向けマイナンバー制度説明会の参加案内を、広報あしや7月15日号とホームページで行っております。

また、9月24日に開催される予定の九州産業省主催の、小企業対象のマイナンバーの適正な取り扱いに関するガイドライン事業者編の説明会開催についてのお知らせも町のホームページで行っておりますし、この開催については、県の商工会議所連合会や県の商工会連合会への周知も行っているところでございます。

町としては、事業者への対応は、芦屋町商工会が行っていくのが適切と考えております。芦屋町商工会でも8月24日に遠賀郡内の商工会広域体制協議会主催で、マイナンバー制度の実務対応セミナーが開催されているなどのマイナンバー対策が行われております。

芦屋町としましても、新聞でマイナンバー制度導入の事業者への対応が鈍いという指摘もあるため、9月中旬にマイナンバー制度の概要や事業者の準備作業等を内容とした資料や、マイナンバー導入チェックリストなどを地域づくり課から商工会を通じて、町内事業者へ配布してもらう予定で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この事業者もですね、大小いろいろあると思いますが、聞くところによると一事業者、このマイナンバー対策にかかる費用としましてはですね、109万円ぐらいかかるんじゃないかということが言われています。文藝春秋に載った北見昌朗さんの「マイナンバーで日本は大不況になる」という、この中ではですね、「企業がいくら負担することになるのか、私が従業員100人で支店が数カ所という企業を想定して試算したところ、初期費用で1,000万円、毎年のランニングコストで400万円という数字が出ました。」ということで、これは確定したものではないでしょうけど、このマイナンバー導入によってですね、かなり企業にも負担がかかるという状況が生まれるということが懸念されます。それから、マイナンバー制度導入にかかるですね、芦屋町での費用と維持管理費はどのくらいなるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

費用につきましては、現在、26年度、27年度で、総事業費としては6,300万で、その

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

うち補助金は、約 3, 5 0 0 万という形になっております。今後の維持費につきましては、まだ詳細なところはわかっておりませんが、中間サーバーに関する運用経費や保守に係る経費が必要となってくると思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

国の発表では全体的に 3, 5 0 0 億円くらいかかると言っていますし、相当な費用、設備投資が必要だというふうに思います。

それでは、このマイナンバーがですね、でき上がったら、導入された後は住基ネットの活用、これについてはどのようになるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住基ネットにつきましては、ネットワークのことでしょうか。住基カードのことでしょうか。（発言する者あり）住基カードにつきましては、基本的にこのマイナンバー、個人カードができれば、使用しなくてこれで対応できると。有効期限までは使えるという形で聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

この住基カードについても相当の、町としてもお金を投入してつくったわけですが、利用者も余りない中で、もうこのマイナンバーになれば利用価値がなくなるという、そういった状況も生まれます。

それではですね、10 月から活用されるということですが、この 1 2 桁の通知カードが送られるが、これの準備状況と住民への認知、周知はどのようにになっているのか。その点をお伺いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住民への認知度という形の中で、通知カードやマイナンバー制度について、町民への認知度については、計ることはできませんけれど、公民館等住民の目に触れやすい場所へ国から配布され

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

た広報のポスター掲示、コールセンターや外国人向けホームページの周知、障害者等に向けての資料など国からいただいたものについて、広報活動を行っておりますし、広報あしやにつきましては、連載という形の中で、マイナンバー制度 Q & A という形で今年度 7 月から来年 8 月まで 1 年間かけて、連続して定期的に掲載していくという形にしております。また、自治区を通じて周知を行うために、自治区の組ごとに芦屋町で独自に作成した「よくわかるマイナンバー制度 Q & A」の冊子を 5 0 0 部ほど回覧ということで配布しています。さらに、庁舎の 1 階ロビーでのマイナンバー制度に関する動画を業務時間内に上映をしているところでございます。あと 4 月から新たに出新講座という形で登録して、マイナンバーの説明について自治区等からあれば、出新講座を行うような形で考えております。今後も通知カード送付前や個人番号カード交付前に広報あしやへの特集号を掲載していく予定で考えております。広く周知活動を継続していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ことしの 1 月にですね、内閣府が行ったマイナンバー制度に関する世論調査によると、同制度に対する懸念として、個人情報漏えいすることにより、プライバシーが侵害される恐れがあるとの回答が 32.6%、マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害に遭う恐れがあるとの回答が 32.3%となっています。やっぱり国民の中には、これに対する不安が相当あるということ。それとまた、高齢者がですね、今後の通知カードの問題、それから番号カードをつくること、そういったことに対応できるかという、そういった問題もあるのでですね、そういった点では今後も周知や説明を十分やる必要があるというふうに思います。

それでは次にですね、DV等の被害者に対する対策。居場所を加害者に知られたくない方への対応、そういった方、またはDV被害者への通知カードは届くのか。そういったことが懸念されますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

DVの被害者の方々につきましては、住所地において通知カードの送付を受けることができない者につきましては、居所、避難されている場所を登録してもらうことで、当該居所に通知カードを送付するという形になります。この登録期間につきましては、9月25日までとなっております。申請書の入手につきましては、市町村や総務省のホームページ、相談機関等より申請をす

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ることが可能という形になっております。登録された居所にマイナンバーが記載された通知カードが送付されるようになっておりますので、居所を知ることが、他人は知ることができないという形で対応していくような形になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

十分ですね、そういった人たちへの対策をとっていただきたいと思います。

それでは、総務省はですね、6月、日本年金機構の情報流出問題の発覚を受けて、自治体にマイナンバー制度の番号をつける、7月の前までに番号をつけた個人情報を保管する基幹系ネットワークとインターネットに接続する情報系ネットワークを分離するように対策を求めています。このことについて芦屋町では対策をとったのかどうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町では従来から基幹系ネットワークと情報系ネットワーク、インターネットにつないでいるものは分離しており、端末についても基幹系端末と情報系端末を設置しているため、特に対策の必要はないと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町では、これについては、対策はとっているということですが、全国の自治体の中では10%近くがこれについての対応をとられていないという事態もあります。これに対して、山口総務大臣はそういった対策ができていない自治体は入ってもらわないということで、これは任意加盟ができるかどうかということで、そういったところも問題があるんでしょうけど、そういったことを言っていますので。

それで、最後にですね、町長に伺います。4点目の10月からの番号通知を凍結し、制度の再検討と町民的論議を行う必要ではないのでしょうか。この点については町長に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私がこう言っちゃなんですけど、非常に難しい御質問をいただいておりますが、川上議員のこのマイナンバー制度で、よく私自身も勉強させていただいたわけでありましたが、ずっと見ましてもなかなか、やはり今の時点ですら、理解というのは難しいのではないかと。やはり、手順を追って、スケジュールがありますので、まだ、通知カードは来る、その次にという何年かかけてこれはやりますので、一遍でこれをどつとというのは、住民の方にもやっぱり理解できないのではないかと考えておりますので、一つ一つやはり、つかさつかさで丁寧に説明する責任があるかと考えております。

さて、川上議員の、この 10 月からの番号通知を凍結し、制度の再検討と町民的議論という、この町民的議論というのがわからないんですが、行う必要があるのではないかとということなんです。もう既に、きょうもそうなんです、どの新聞もですね、改正法は制定されております。国会ですら。国会には議員所属の共産党の議員さん方も十分審議入っておられるわけでございます。そしてまた、その以前に平成 25 年の 5 月 31 日に、結局これが成立、公布されたわけがあります。

一つ一つ細かくは言いませんが、四つの法案ということで番号法、それから整備法、機構法、内閣法ということで四つの法律が骨子にあっておるわけでございますが、この番号関連 4 法は国が導入する制度であります。日本全国、今、一般質問、今あったように、企業も一生懸命このための勉強会を開いておるわけでありまして、制度の再検討及び町民的議論を町として行うということは、これは無理であり、できないということで答弁させていただいておりますが、また導入に当たりましては、町として、社会保障・税番号制度の効率化、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である、マイナンバー制度を安全管理措置にのっとり、安全・確実に役場全体で導入作業を進めていくと、粛々と作業をやっていくということが肝要であり、重要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

とにかくこれを導入する中でですね、個人情報の漏えいとか、そういうことが起こらないように、町としても全力を上げて取り組んでいただきたいと思います。

最後に一つ申したいんですけど、今度、法の改正がありまして、貯金とか特定健診とか医療情報とかも入るようになったんですけど、今まだ国会の中では指紋を全部登録すると、そういったところもね、論議されて、恐らく法改正で出てくると思うんです。そういった点では、大変危険な方向に国が向いているんじゃないかと危惧することを申し上げてこの質問を終わります。

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

続きまして、2 点目の自治区への業務依頼についてですが、まず最初に、災害時要支援者支援名簿となっていますが、これは避難行動要支援者名簿の間違いですので、訂正いたします。避難行動要支援者名簿の進捗状況について、まず伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

東日本大震災を初め、近年の大規模災害では、犠牲者の多くが高齢者や障害者などの災害弱者となっており、地域防災上の大きな課題となっています。一方、阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救出した人の 9 割以上が、自力または家族、近所の方によって救出されたという報告がございます。このような教訓から、災害から身を守るためには、日ごろから住民一人一人が危機意識を持ち、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などを円滑に支援する仕組みづくりが求められており、25 年 6 月 21 日に災害対策基本法が改正されました。

災害対策基本法第 49 条第 10 号では、市町村に対し、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならないと規定されました。そこで、芦屋町では自力または同居する家族等の支援で避難することなどが困難な高齢者や障害者等を事前に把握して、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域へ提供することで、災害時に避難支援の仕組みづくりを促進します。

名簿作成までの経緯をお話しますと、課内協議を経まして、防災担当の総務課との協議を行いながら、26 年 9 月に区長会役員会との調整を始めさせていただきました。

区長会へ調整を行った理由は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項におきまして、市町村長は、災害の発生に備え、消防機関、都道府県警察、民生委員、自主防災組織その他の避難支援者の実施に携わる関係者に対し、あらかじめ本人同意がとれた名簿情報を提供することが規定されております。このように、名簿の配付先の一つとして自主防災組織が挙げられ、自主防災組織の会長を区長さんが兼ねていることによるものです。それ以後、区長会には 26 年 12 月を初め、27 年 1 月、3 月、5 月と計 5 回説明させていただき、法の趣旨や地域の協力について理解を求めてきました。また、民生児童委員協議会に対しても、趣旨の説明や申請書の回収のお願いなどのために計 5 回の説明を行ってまいりました。公的な手続としましては、26 年 12 月の議会全員協議会での説明、同じく 12 月に芦屋町個人情報審査会へ個人情報の取り扱いについて諮問・答申、27 年 2 月には芦屋町防災会議で芦屋町地域防災計画に避難行動要支援者名簿の取り扱いなどを新たに位置づけていただいております。

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

名簿の作成に関しましては、要介護 1 以上の認定をお持ちの方、75 歳以上の高齢者世帯、身体障害者手帳や精神障害者手帳、療育手帳を所持されている方で施設入所者を除く 1,722 名の方に避難行動要支援者名簿の登録申請書を郵送し、登録の意向を確認しました。郵送での返送、民生児童委員や職員での回収の結果、868 名の登録申請に基づいて名簿を作成しました。

地域への避難行動要支援者名簿の配付につきましては、自主防災組織または自治区と町で個人情報保護に関する協定を締結していただいた上、27 年 6 月 20 日から町民会館等で開催した 4 回の個人情報保護に関する研修を実施した上で、名簿を提供しています。また、民生委員へは、担当地区分を 27 年 7 月 9 日に配布しています。

以上がこれまでの進捗状況でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

そういったふうなことでですね、これは 2 点目にも入るんですけど、そういった点では民生委員とかですね、自治区、特に区の役割がですね、この災害時避難行動要支援者名簿を作成すること、そしてまたその内容を実行していくという点ではですね、その役割がですね、大きくなっているというふうに考えますが、それでよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

役割につきましては、議員おっしゃるとおり、地域との協働ということで、地域の安全を守っていくということで役割というものは高まっているものと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、言われましたようにですね、最近の自治体では災害対策や介護の分野、こういった中でですね、自助、共助、公助の役割というのを強調しています。特に一番求められているのは、共助というところがあるわけですけど。介護の分野になりますと、これは共助といいますと、介護保険制度自体が共助になっていますので、そういった点では互助という分野も設けてですね、これは地域の住民とか区とか、隣組とか、そういった人たちが周りの介護が必要な人たちにボランティアによるごみ出しとか、サロン事業、こういったものをしたり、病院への送迎、そういったことを既存の介護サービスにかえて行うという、こういったことを求めています。

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

やはり、そういった点ではですね、住民同士が協力し合って生活することは、必要なことではありますが、それを担うですね、住民組織がですね、十分な機能を持つことが必要だというふうに考えています。今後ですね、さらに地域住民の協働の力が芦屋町においても必要となってきますが、その中核になる、自治会に対する町の支援はどのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

今、言われた地域コミュニティの基礎となる各自治区においては、高齢化による担い手不足等によって、区長を初めとする役員の防災や福祉分野での業務的な負担は増加しています。そこで、自治区の加入率についてちょっと説明させていただきます。

自治区の加入率につきましては、平成 23 年度 64% あったものが、平成 27 年度につきましては 61.7% となっております。この平成 25 年度からの 3 年間については、ほぼ横ばい状態となって、61.9% から少しずつ下がっているような状態になっています。これは平成 22 年度から新たに創設された自治区活性化事業交付金や、平成 24 年度から各年 1 自治区を選出して実施している、コミュニティ助成事業を各自治区が有効に活用した成果の一つであると考えられます。また、平成 26 年度からは自治区担当職員制度を新たに開始し、自治区活動の支援も行っております。住民と行政の協働が徐々に確立されてきていると思っております。

以上になります。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

そういったふうに自治区のコミュニティを上げるためにですね、町としてもいろいろな支援を行うということでやられていますが、特にこういった共助をやる場合に、区長さんもそうですが、各区長さんのもとにいる組長さん、こういった方々が本当に大きな役割をするんですけど、現在のですね、自治区に対する財政支援、特にその組長に対する組長手当、そういった部分についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

組長手当につきましては、平成 20 年度の行財政改革の一環で廃止されております。区長会の補助金、区長事務交付金については、そのまま補助金があるようになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

現在は、先ほども言われたように、集中改革プランの中で組長手当が廃止され、組長手当についてはそれぞれの自治区が手当を講じているという状況です。その手当の原資となる部分については、それぞれの自治区の区費がなっているんですけど、今も言ったように、組長さんの仕事がどんどんどんどんふえてきているという中で、やっぱり組長手当をちゃんと手当するという問題なんかが一つの区の課題となっています。そういった点です、区費を上げれば今度は区の加入率がどんどんどんどん下がっていく。区から出て行くとそういった問題もあってですね、各区の区長さんが大きな悩みを抱えている状況なんですけど、そういった点ではですね、今後もやっぱり町のいろいろな業務を自治区で補っていくという点では、自治区へのそういった組長手当の復活という、こういったことも考えるべきではないかと思いますが、その点についてはですね、どう考えているのでしょうか。

これはもともとあって集中改革プランの中で、削られたということがあります。確かに集中改革プランの時点では、相当なですね、地方交付税の削減とか競艇事業の不振とか、そういったものがあって、厳しい財源の中でやったわけでしょうが。とって今の時点になって、いろいろなことを取り組む中で、これについてはですね、住民との協働、また住民への参画そういった観点からもですね、そこら近所を復活すべきだろうと思いますが、その点について伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

今の組長手当の復活ということでございますが、そもそもこの組長手当は、もう議員も御存知のとおり、芦屋町の競艇収益が一番いいときにですね、芦屋町近隣、福岡県でも珍しく、組長手当を交付しておるといった現実があったわけでございます。たまたま平成 20 年の行革におきまして、廃止というふうになったわけでございます。区長さんを初め、組長さんには多大なる御尽力を賜っておるわけでありましたが、それは、それとして、やはり今、冒頭、川上議員が言われたように、やはりお互いが助け合うという精神、これが一番ではないかと思っております。

行革の中では、今、区長事務交付金についても、同様に審議されたわけでございますが、これについては、役所からのいろいろな連絡事項、お願い事項、各種付属機関でも委員など行政との連携が必要であるということで、継続すべきものであるということで、継続させていただいておるわけでありまして。

そういうことで、組長事務交付金を補助金として復活するということは、また昔に戻るとい

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ことで、せっかく苦しい目に遭ったわけですね。ボートが赤字になりました、花火大会中止しました、砂像も中止しました、補助金もカットしましたということで、ようやく他町並みになった。それをまた少し競艇事業はまだまだ厳しい中で少し、ずっとここ何年間か繰り入れさせていただいておるわけですが、それをまたもとに戻すという、他町にない、また組長交付金を補助金等復活するという考えは持ち合わせておりませんので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

小学校のときのことで、黒板のところに、「一人は万人のため、万人は一人のため」とそういったことが書かれています。そういった点では、地域コミュニティをこういった立場でお互い協働して、弱者を助けていくというそういったところが必要だと思うので、それはそれなりに、その精神というのは大事にしないといけんとは思いますけど、ただ、財政的などところで区が活性化しないという問題があれば、そこら近所をどうするかということも考えないといけないというふうに思います。

先ほども言われたように、例えば、地域には活性化交付金が今、町長のほうから提案されてきています。活性化交付金もそれぞれの自治区の中で、いろいろな交流をやったり、自治区同士の連帯を深めるという点ではですね、大いにやっぱり、コミュニティを上げるという点では役立っていることとは思います。ただ、いろいろな自治区の中では、こういった活性化交付金がひもつきのためにですね、ほかのところに流用できないというのがあるので、そういった点ではこういった部分についても緩やかにしていただき、組長手当に充てるとか、そういったこともできるようにしてほしいという要望もありますので、やはりそこら近所もですね、今後、やっぱり柔軟に考えていくことが必要ではないかと思えます。

確かにさっき町長が言われたようにですね、自治区としてやっぱりそういったコミュニティを上げるために、財政とかそういったことを抜きにしてやるということは、必要だと思います。しかし、反面を言えばですね、町のほうとしては、口は出すが、金は出さない、そういったことでやっぱり対等ではないと思いますので、その点をぜひですね、検討をしていただきたいと思います。

続いて時間がないのでですね、農業問題についてに移ります。第1、2、3項目ですね、これはですねもう一括してですね、質問しますので答弁をお願いいたします。TPPが可決し、米輸入枠が拡大した場合、芦屋町の農業に与える影響はどう考えているのか。

2点目に芦屋町の農業人口はどうなっているのか。

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

3 点目に芦屋町における耕作放棄地、遊休農地はどのくらいあるのか。この 3 点について伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

まず要旨 1 点目につきまして、まず、芦屋町の農業形態については、水稻よりも野菜栽培の方が多い状況となっております。現在、芦屋町で米を生産されている農業者は、43 経営体あります。そのうちの 15 経営体は自己消費分のみを生産しています。米の販売については、25 経営体が J A に出荷し、残りの 3 経営体は個人の販路で販売している状況です。また、認定農業者については、米価の下落した場合、保険に当たる収入減少影響緩和対策への加入促進も行っております。

T P P の方向性が決まっていない中、輸入米がどのような販売経路になるのかがわからない状況では、芦屋町の農業への影響もわからないとしか言いようがありません。ただ、今現在、輸入米については、主に外食産業へ回っている状況なので、T P P の輸入枠が拡大になっても、最初は外食産業に回ると思われます。そのため、スーパー等の食品販売店には出回らないのではないかと考えます。そうなれば、芦屋町の農業への影響は少ないと考えます。もし、輸入枠が食品販売店等に出回ることになれば、多少の影響力はあるかもしれませんが、それより、国内の米の消費縮小による生産調整の度合いを上げられたほうが、影響が大きいものになるのではないかと考えます。

次に、要旨 2 の農業人口についてお答えします。

芦屋町の農業従事人口は、福岡農林水産統計年報より、第 5 6 次、平成 2 0 年から 2 1 年度時点では、1 2 7 名でした。直近の第 6 1 次、2 5 年から 2 6 年時点では、1 1 4 名となっております。

要旨 3 番目の芦屋町の耕作放棄地、遊休農地につきましてお答えします。芦屋町の耕作放棄地及び遊休農地については、平成 2 6 年度末現在で耕作放棄地約 1 ヘクタール、遊休農地約 5 . 7 ヘクタールとなっております。耕作放棄地対策として、農地中間管理機構を活用し、耕作可能農地へ整備及び近隣農地の耕作者等に集積を行うことができます。しかしながら、耕作放棄地の所有者が所有している全ての農地を農地中間管理機構に貸し付けしないといけないなど、安易に活用できない状況となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので簡単にいきますが、TPPではですね、やっぱり確かにまだ可決はしていませんが、米の輸入についてはですね、日本としては7万トンを上限にですね、輸入を認めるという方向を出しています。今後ですね、さらに米のですね、輸入が拡大するという点では、やはり日本の米作の農家が厳しい状況に置かれていくということというのは、目に見えています。そういった点で、専業農業や兼業農家の減少、そして耕作放棄地や遊休地がふえるということがですね、今後のやっぱり大きな課題になってくるというものです。それで、そういった点について、芦屋町としてはですね、どうするかというのが大きな課題になります。そういった中でですね、農業がやっぱり高齢化やですね、また病気などでから離農する人が生まれてくるというのも事実です。

その場合にですね、ある農用地区でのですね、農用地の除外についてということが一つの問題になっています。農振地域とかですね、除外された地域については、農耕地ではなくてもほかのにも使えるというのがありますが、農業地区についてはですね、それが今、認められていないという状況です。しかし、そういった地域の中でも高齢や病気などでですね、離農する土地所有者もふえるというのが事実です。その中で、住宅地への転用、そういったことも求める声もありますが、こういった声にどう対応するのかということが一つの芦屋町の大きな課題となってきます。そういった点ですね、芦屋町の農業地区のですね、農用地除外についての今後の考え方について伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

芦屋町の農用地区域内の農地、いわゆる農振青地は、粟屋地区に約20ヘクタール、山鹿表耕地に約22ヘクタール、山鹿裏耕地に約22ヘクタールあります。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定されます。計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われます。耕作がしやすいように区画整理や農業用水を利用しやすいように水路整備、畑地かんがい施設整備等、農業基盤整備を実施し、水稻や野菜などの生産に適した優良農地として存在しています。

特に山鹿表耕地については、今年度から県事業で汐入川改修の受益地となっているため、除外することにより効果的な整備ができなくなるだけではなく、計画の大幅な変更等が発生することになります。また、農業外の役割として、土地利用の秩序化の機能を果たすとともに、水田整備による国土の保全・防災を通じ、健全な水循環を形成しています。以上のことから、農振青地を

平成 27 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

除外することは県において原則認められておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか厳しいところもありますが、ただ、変更とかですね、いろいろなことが考えられています。確かにですね、農業地区を守ることは日本の農業を守り、食料自給率を引き上げるという上にも重要なことでもあります。それと同時にですね、高齢化が進み、離農する農地所有者がふえるということも事実であり、農地所有者の声をどうくみ上げていくかということが問われています。この二つのことを二律背反的に捉えるのではなく、統一して行っていく、こういったことを要望いたしまして、この質問について終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。